

「2020年度職場改善諸要求(車両所関係)」に関する業務委員会を開催！

12月11日、地本は「2020年度職場改善諸要求(車両所関係)」に関する申し入れ(9月28日付)について関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、今田組織部長、西業務部長、渡邊組織担当部長、細田車両担当部長、笹田副委員長。会社側は、小泉人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第13号「2020年度職場諸要求(車両所)」に関する申し入れ

私たちは、これまで諦めることなく申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきたが、未だに職場には改善されない様々な問題が山積している。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって、組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所の職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

I. 各車両所共通の改善要求について

1. 安全・労働条件について

(1) コロナウイルス感染防止の為にマスク・消毒液等、現場に配備すること。

【会社回答】必要な部品は用意している。引き続き、状況に応じて適切に対応する。

(2) 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことは仕方ないが、当事者でない限り時系列等報告書の強要はやめること。

【会社回答】事実を明らかにするため、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

(3) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。

【会社回答】現行通りとし、必要な教育を実施していく。

(4) 「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は、直ちに復帰させること。

【会社回答】現行通りとする。

(5) 見習者への指導者は、現在、見習い終了したての社員により行われている場合が見受けられる。指導者は確実な技術継承を目的として各担務に精通したベテラン社員とすること。

【会社回答】指導者は必要な知識・技能を有していることを確認した者を指定している。

(6) 新入社員の未経験者に、B担務（検査担当）を指定しないこと。

【会社回答】必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っており問題ない。

2. 設備・環境について

(1) 熱中症予防のために「スポーツ飲料」を数量限定せずに現場詰所に置き社員が飲めるようにすること。会社は、昨年の業務委員会で、「防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。」と回答しているが、昨今の酷暑に対する防暑対策は、まだまだ不十分であると考え。各職場の環境を考慮し、社員が要求する防暑に対する意見を汲み上げ対応すること。

【会社回答】防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。従って、「スポーツドリンク」を配備する考えはない。

3. 勤務について

(1) 職務に服するための着替え時間及び昼休憩後の移動時間を労働時間内に含めること。

【会社回答】そのような考えはない。

(2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

【会社回答】現行通り、申込日等の諸要素を勘案した結果、年休が発給出来ないケースもあることは理解されたい。

(3) 勤務時間外の勉強会等を超勤扱いとすること。

【会社回答】業務指示は業務上の必要により会社が判断する。

(4) 昇進試験の取扱いは、自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(5) 職場での本人意志を無視したプロジェクト「One STEP」への参加強要をやめること。

【会社回答】「One STEP」活動の指定は、個々人の能力、適性を総合的に判断して行っている。

(6) 強制される個人業研をやめること。

【会社回答】個人業研は現在行っていない。

4. 通勤について

(1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(2) 会社は10月に行う車通勤者の「駐車場抽選」に関する掲示でJR社員用の割り当ては約40台としているが私たちの調査では全体で226台分のスペースがありJR社員として約90台の駐車が可能であると考えます。また、以前の労使協議で会社は「協力会社に割り当てた分はヨソの会社のことなので関与できない」としているが、あれだけJRから管理者が出向していて人事交流も行っていてJRの一部署のような扱いをしていて、都合のよい時だけ「ヨソの会社」というのはおかしい。協力会社と調整して十分な駐車台数を確保し希望する社員全員が車通勤できるような状態に近づけること。

【会社回答】あくまで公共交通機関の通勤が原則ではあるものの、令和2年定期異動以降、一定の参加条件を有する利用希望者による抽選を行い、抽選により駐車場の利用許可者を決定する仕組みを導入した。従って、希望する全ての社員に、無条件に駐車場の利用許可を認めるわけではない。

(3) 出勤時は、自転車・単車・自動車の車両所構内の通り抜けを認めること。

【会社回答】そのような考えはない。

(4) 駐輪場のバイクスペースを拡大すること。

【会社回答】令和2年12月1日より拡大している。

(5) 茨木バスターミナルに屋根を設置すること。

【会社回答】当社権限外事項である。

(6) 通勤時の背広強要をやめること。

【会社回答】

通勤時の服装は自由であるが、社会人にふさわしい服装の代表例がスーツであると考えている。強要しているものではない。

(7) 災害等で帰宅困難者に対し情報の伝達や会社の対応を明確にすること。また、交通抑制や計画運休が発生した場合は、交通機関が停止するまでに、社員を勤務解放すること。

【会社回答】災害等により往路、復路共に所定通勤経路・方法での通勤が不可能な場合は、事前に箇所長等に連絡をすることとしており、終日運休等、所定の通勤経路が不可能で箇所長が必要と認めた場合は異経路の通勤を承認し、交通費を支給するほか、職場の休養室等に後泊することを認める場合がある。

5. 福利・厚生について

(1) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。

【会社回答】これまで通り業務または通勤に起因する災害を労災として取り扱う。

(2) 社員食堂で「実質値上げ」が行われている。鳥飼食堂の運営に対して社員にアンケート調査を行い早急に対応すること。また食堂前の休憩所を拡大し、食堂内にも TV を設置すること。

【会社回答】運営に関しては適切に対応している。また休憩室の拡大やテレビの設置についても現行通りとする。

6. 庁舎環境について

(1) 事務所棟 6 階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。

【会社回答】現行ルールを変える考えはない。

(2) 総合庁舎 9 階の風呂（車両所用）を停止する理由を明らかにすること。

【会社回答】利用状況等を総合的に勘案し、閉鎖するものである。

(3) 6 階男性用トイレを増設すること。

【会社回答】現行通りとする。

(4) 混雑解消と健康面から庁舎階段を使用可とすること。

【会社回答】

セキュリティの観点から、原則として総合事務所棟の 5 階から 9 階までは階段使用は認めないが、現在はコロナ対策の一環として一時的に使用可としている。

(5) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の避難箇所を明らかにすること。

【会社回答】避難経路、避難箇所については、各階エレベーター前の壁に掲出している。よく確認し、緊急時には迅速に避難できるようにされたい。

II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

(1) 詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 更衣室・待機室兼食堂は蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。昨年度の回答で、LEDを設置したとなっているが、側面の壁からの照明であり、待機室兼食堂全体は薄暗く感じる。

【会社回答】LEDの補助照明を増設しており、現状で対処されたい。故障していたロッカー室のLEDについては、交換を実施している。

(3) 待機室兼食堂に流し台を設置すること。また、消臭のための換気扇を設置すること。

【会社回答】現行通りとする。

(4) 待機室兼食堂に製氷機と臨修庫で作業をする場合、水分補給のためのお茶を作るためIHクッキングヒーターを設置すること。

【会社回答】現行通りとする。

(5) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置すること。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため換気扇を設置すること。

【会社回答】現行通りとする。

(6) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【会社回答】現行通りとする。なお、入浴が必要と思う場合は個別に管理者に申し出ること。

(7) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設けること。

【会社回答】現行通りとする。

(8) 臨修庫及び研削庫の鳥を駆除すること。また、糞害防止すること。

【会社回答】

現行通りとする。なお、カラスの防除マットを敷設する等行っているが、引き続き、対応方を検討している。

(9) 仕業庫東方に作業表示灯を設置すること。

【会社回答】車両検修と密接にかかわる大規模な工事が必要となるので、所内「One STEP」活動等も活用しながら今後も十分に精査したうえで必要な対応を検討していく。

(10) 仕業庫サービスデッキの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに取替えること。

【会社回答】現行通りとする。

(11) 仕業庫0番線から3番線までのピット溝の排水をすること。

【会社回答】平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃を実施しているほか、仕業庫1番線から3番線の床下検修車に水切りをつける対策を講じている。引き続き、不良箇所等を発見された場合は管理者へ申告されたい。

(12) 仕業庫での作業において庫6番線や庫7番線はピットの床が高く作業性が悪い。また、無理な姿勢での作業になるので、床下作業は庫0番線から5番線までの作業とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(13) 修繕車両所の作業は、基本的に臨修庫での作業を基本とし、臨修庫の入出庫をスムーズに行い修繕作業の時間を確保すること。(運転本数増大に伴い鳥飼基地構内の入換作業が多くなり、臨修庫の入出庫に時間がかかっている)

【会社回答】現行通りとする。

(14) 西電留線や東電留線での作業をやめること(昨今の運転本数増大に伴い鳥飼基地構内の入換作業が多くなり、臨修庫の入出庫に支障がきたしているため、西電留線や東電留線での作業が多くなっている。西電留線や東電留線での作業は線路横断や工具及び車両部品の運搬による労働災害の発生が懸念されるため)

【会社回答】現行通りとする。

(15) 作業用自動車を5人乗りの荷物が積めるタイプ(ミニバン)のものにすること。

【会社回答】業務に必要な移動手段は確保されているため、現状で対応されたい。

(16) 作業で使用するカップや安全チョッキは汚れや傷み具合に関係なく1年に1回更新すること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(17) 夏用の作業着(ツナギ服)を貸与すること。

【会社回答】空調機能付きのツナギを試行している。

(18) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【会社回答】使用頻度、作業内容等を考え、箇所で適切に判断している。

(19) 洗濯機を全自動タイプ（洗濯から乾燥まで）に更新し、設置台数を増やすこと。また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

【会社回答】現行通りとする。また故障に関して報告があれば適切に対応する。

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 労働条件に関する改善要求について

(1) SEKとの契約内容を明らかにすること。

【会社回答】契約内容については明らかにする考えはない。

(2) SEK担当の修繕業務は終了までSEKが責任を持って完了させること。

【会社回答】庫の計画と業務量に応じて適切に対処している。

(3) SEK担当は車内検査担当であるため、報告書なども責任施工とすること。

【会社回答】これまでも、必要な報告はSEKに求めている。

(4) 8月に御勇退された主にG担当をされていたSEK担当者の代わりとして職名の異なる主任職にない担当者が指定されている。今後は主任職にないSEK担当者もG担当を行わせるのか明らかにすること。

【会社回答】当社権限外事項である。

(5) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明らかにすること。

【会社回答】大阪仕業検査車両所では、仕業検査、申告業務、パン点検、一斉点検等を担当しており、大阪修繕車両所では修繕業務やATC特性検査、構内操縦等を担当している。

2. 仕業庫等の設備改善要求について

(1) 仕業庫2番線海側及び3番線山側のサービスデッキ下のパイプやアンクルは13号車から16号車付近までは地上から180cm位の高さになっているが、1号車から12号車付近では160cm位しかなく、側検査を行う際に非常に危険である。労災防止の観点からも早急に改修すること。

【会社回答】現行通りとする。なお、通行時には十分に注意されたい。

(2) 熱中症予防として仕業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。

【会社回答】現行通りとする。なお、水分補給は十分に注意されたい。

(3) 作業庫の床下点検通路の清掃・整備を定期的に行うこと。

【会社回答】平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に排水口清掃等を行っているほか、作業庫1番線から3番線の床下検修車に水切りを付ける対策を講じている。引き続き、不良箇所等を発見された場合は管理者へ申告されたい。

(4) 作業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。

【会社回答】排水口清掃時に害虫駆除剤の噴霧等を実施しているが、引き続き、必要の都度実施していく。

(5) 作業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者に申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。

【会社回答】平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃を実施しているほか、作業庫1番線から3番線の床下検修車に水切りをつける対策を講じている。引き続き、不良箇所等を発見された場合は管理者へ申告されたい。

(6) 点検通路に設置されている汚物処理のための排水設備周辺並びに床下点検通路に溜まっている排水等は汚物等が混入しているが衛生面で検査・管理されているのか明らかにすること。

【会社回答】定期的に排水口清掃等を行っており、設備不良による排水不良があれば速やかに対応しているため、衛生上問題はない。

(7) 作業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。特に、作業庫の点検通路にはカラスの糞が散乱している。衛生面からも早急に対策を行うこと。

【会社回答】現行通りとする。なお、カラスの防除マットを敷設する等を行っているが、引き続き、対応方を検討していく。

(8) 作業庫天上照明や作業線の各ピット内蛍光灯の切れが数十か所ある。庫7番線においてはNFB落下による滅灯が数十メートル渡っている箇所すらある。労災防止のためにも早急に修繕すること。また、LED化すること。

【会社回答】設備不良があれば、調査のうえ関係箇所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処

している。また必要箇所については随時LED化している。

(9) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。

【会社回答】

仕業庫のサービスデッキ下部のコンクリートに関しては、定期的に検査・修繕しており状態を把握している。安全性や耐久性に問題は無く、状態に応じて修繕していく。

(10) 庫7番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり、怪我等の労災も考えられる。ピット床面を掘って低くするか、検修車を改修すること。これができなければ、庫7番線を仕業検査対象番線から除外すること。

【会社回答】 現行通りとする。なお、検修車には周囲をよく確認してから乗車されたい。

(11) 仕業庫の修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、修繕計画と予算を明らかにすること。

【会社回答】 仕業庫については、定期的に検査等を実施しており、計画等明らかにする考えはない。

3. 貸与品、福利厚生等の改善要求について

(1) 軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。

【会社回答】 使用頻度、作業内容等を考え、箇所で適切に判断している。

(2) 軍手、軍足の貸与については、大阪仕業検査車両所ではその都度交換方式となっているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。

【会社回答】 使用頻度、作業内容等を考え、箇所で適切に判断している。

4. その他の改善要求について

(1) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態ある。

現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなので写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰り、デジカメを持ち出して映し、また、詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。よって、携帯電話のカメラを使用できるようにされたい。

【会社回答】 業務用携帯電話は、各種作業において、作業員間の連絡・報告のために配備しているものであり、不具合事象を把握するためには、現物で確認することが正確で且つ最も効率的であると考えており現状で対処されたい。

(2) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送られてきている。よって添付されている写真等は大变わかりにくい。
また、現場詰所のパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にファックスで送るが、わかりにくく、保存ができないため、結局、SDカードに取り込んで、それを持っていくという状況である。よって当直と現場詰所をファックスではなくLEDケーブル等で結んで、パソコンやプリンターで写真等がきれいに送信できるようにされたい。

【会社回答】現状で対処されたい。

(3) 数年前からVCBスイッチの誤扱いが多発している。社員への注意喚起や手順書の変更、指差確認喚呼等だけでは有効な対策になっていない。よってVCBスイッチの色を変更、ブザーや予備等切替スイッチ等で使用しているような「カマシ」をVCBスイッチにも付けるなど車両改良し、ハード面でも対策を取られたい。

【会社回答】現行通りとする。スイッチ類は決められた手順に則り扱うこと。

若干のやり取り

会社は現場には集団的労使関係はないと言いながら 大交両で現場長とユニオン分会長が労使協議！！

組合：会社は、現場には集団的労使関係はないと言っておきながら大交両（大阪交番検査車両所）では「2WAY」と称して現場長とユニオン分会長が個別に議論する場があると、ユニオン組合員が公然と口にしている。そのような労使協議があるのか。

会社：知らない。

組合：最近でも12月3日にやっているが知らないのか。現場長が対応しているのに支社が知らないはずがない。

会社：知らない。

組合：丹藤さんが大交両の時、やっていたのではないのか。

会社：記憶にない。

組合：調査して報告すること。

仕業庫ピット溝の排水口清掃等は半年に1回！！

組合：定期的に行っていると言うが、どれぐらいで行っているのか。ゴミや排水がたまっている。衛生上問題である。

会社：半年に1回行っている。衛生上問題があるのか、ないのかじゃなく水がたまらないよう努力している。

組合：清掃実施を1ヶ月か2ヶ月にすること。衛生上問題である。

会社：不良箇所があれば引き続き報告して下さい。

仕業庫サービスデッキ下のパイプやアングルで頭をぶつけて危険である！

組合：会社回答で現行通りとする。なお通行時には十分に注意されたいという回答である

が、通行時には危ないと認識しているが改修しないということなのか。

会社：危ないと言う事ではなく、通行時には十分に注意して下さいということ。

組合：低いところで頭をぶつけるという認識はないのか。

会社：認識があるのか無いのかではなく通行時には注意して下さいということ。

組合：労災防止の観点から改善しようと思わないのか。それとも問題はないと思っているのか。

会社：危ない、危なく無いということではなく、通行時には注意して下さいということ。

組合：危なくなかったら注意する必要はない。危ないから注意して下さいと言っているのではないのか。誤魔化しては駄目だ。

会社：現行通りで、通行時には注意して下さい。

組合：現行通りと言うことは問題はない。危なく無いということなのか。

会社：通行する時は十分に注意して下さい。

組合：問題ないということか。頭をぶつけて労災が起きたら責任をとってもらう。

仕業 申告班で使用している携帯電話のカメラ機能を使用すると効率的なのに、何で使ったら駄目なのか！！

会社：電話は作業員間の連絡、報告の為に配備しているもので、不具合を把握する為には現物で確認する事が正確でかつ最も効率的である。

組合：今は現物確認しデジカメで撮っている。それを携帯のカメラで撮っても一緒である。乗務員だったら指令から指示があったら携帯のカメラで撮って直ぐに指令に送る。

会社：携帯電話は、あくまで作業員間の連絡、報告の為に配備しているもので報告書に使うデータは配備しているデジカメで。

組合：携帯にカメラ機能があるのに携帯は駄目という理由がわからない。

会社：携帯は作業員間の連絡、報告のためである。

組合：携帯にカメラ機能が付いているので、それを使えば効率的である。当直等に口頭で説明するよりも携帯のカメラで写して送った方が説明しやすい。

会社：現状で対処されたい。

組合：出来ないということか。

会社：現状で対処されたい。

作業指示、故障報告書をわかりやすく効率的に！！

組合：現場のデジカメのデータを助役のデジカメのSDカードに読み込んで持って行くやり方は支社が推奨しているのか。丹藤さんは知っているはずだ。

会社：今と私がいたときは・・・。

組合：それはおかしい。この会議に臨む時は調べてから来るのではないのか。今どうなっているのか知らないという事は何も調べてこなかったということだ。

会社：現状で対処されたい。

組合：この質問に対して何を調べて現状で対処されたいと言っているのか。先ず現状を掴む。それを知らない。そんなこと良く言えるな。

会社：いずれにしても現状で対処されたい。

組合：報告書を当直にFAXで送ってもわからないから、仕業助役がSDガードに読み込み、わざわざ当直に持って行く流れが現場で行われている事は間違いない。その現実を把握して現状で対処されたいということなのか。

会社：はい。

組合：改善する気はないということか。

会社：現状で対処された。

仕業庫ピット 2 番線、4 番線の蛍光灯切れがそのままだ！！

組合：仕業庫ピット 2 番線、4 番線の蛍光灯がほとんど切れている。報告は上がって来ているのか。

会社：管理者に言っているのであれば上がっているが、いろいろ作業する側の都合もあり、タイムラグがある。

組合：2ヶ月も3ヶ月もタイムラグはありすぎである。

会社：具体的には存じあげ無いが、関係箇所へ修繕依頼をしている。

組合：暗い中を作業するという事は安全上問題である。適切に対処すると回答しているが適切ではない。現場から報告は上がっているのか。上がっていなかったら現場で止まっていることになる。

会社：管理者に報告されているのであれば上がっている。関係箇所へ修繕依頼している。

組合：安全問題である。早急に改善すること。

仕業庫 7 番線検修車の乗り降りが大変！！

組合：7 番線のピットが低く検修車への乗り降りが大変だと認識はあるはずだ。

会社：検修車への乗り降りをしたことがないのでわからない。周囲を良く確認してやって頂きたい。

組合：周囲を注意して乗り降りをするが、ピットが低いので頭をぶついたり、背中をぶついたりして検修車に乗り降りをしている。労災になる可能性が高い。

会社：話はわかるが、回答としては現行通り。

組合：7 番線のピットが低いという認識はあるのか。

会社：低くて作業がやりにくいというのは、人それぞれどう感じるかである。

組合：違う 7 番線は低い。仕業検査作業の列車ではなく、申告作業の列車を入線させるようにすれば良い。不可能なことではない。

会社：話はわかるが現状で対処されたい。

社員が安全の為に改善を求めているのに、なぜ聞く耳を持たないのか！？

事故や労災が発生してからでは遅いのである！！

直ちに安全最優先で職場環境の改善を行うこと！

尚、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所の職場改善要求については時間の都合上、後日開催する事になりました。